

利用者識別番号 XXXXXXXXXXXXXXXX
整理番号 XXXXXXXX
コクセイ タロウ様

網掛け部分については、非該当者については表示されない予定。

NNNNN 税務署長

確定申告等についてのお知らせ

申告の参考となる情報を以下のとおりご案内しています。
なお、確定申告等がお済みの方にも送信していますので、ご了承ください。

各種お問合せ先や確定申告期にお問合せの多い情報等については、「[確定申告特集ページ](#)」をご覧ください。
所得税等、消費税及び贈与税の申告書等を作成される方は、国税庁ホームページの「[確定申告書等作成コーナー](#)」をご利用ください。

【重要なお知らせ】 ※ この情報は、令和3年1月●日時点のものです。必ず届出書等から再度ご確認くださいようお願いします。

◆ 所得税等に関する事項

- 申告の種類 : 白色/青色
- 予定納税額（第1期分・第2期分の合計額） : X,XXX,XXX,XXX,XXX,XXX 円/該当なし
※ 予定納税額がある場合は、入力漏れにご注意ください。（予定納税の詳細については[こちら](#)）

◆ 消費税に関する事項

- 「簡易課税制度選択届出書」の提出状況 : 提出あり/ー
- 「課税事業者選択届出書」の提出状況 : 提出あり/ー
- 「課税期間特例選択届出書」の提出状況 : 提出あり/ー
- 中間納付税額 : X,XXX,XXX,XXX,XXX,XXX 円
- 中間納付譲渡割額 : X,XXX,XXX,XXX,XXX,XXX 円
- ※ 「簡易課税制度選択届出書」を提出している方であっても、**基準期間（前々年）の課税売上高が5,000万円を超える方は簡易課税制度が適用できません**のでご注意ください。
- ※ 届出書の提出状況については、届出書の提出がない場合又は令和2年分に適用がないと見込まれる場合に、「ー」を表示しています。
- ※ 中間納付税額等の表示がある方で、1月ごとの消費税の中間申告を行った方など中間納付税額が確定していない方は、中間納付税額及び中間納付譲渡割額欄が表示されません。最終の中間申告分までの消費税額及び地方消費税額を合計し、申告書第一表の「10」欄及び「21」欄に入力してください。

◆ 財産債務調書に関する事項

- 令和2年分の所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、令和2年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、令和2年12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の有価証券等を有する方は、財産債務調書の提出が必要です。
- 財産債務調書制度についての詳しい情報は、[こちら](#)をご覧ください。

◆ 国外財産調書に関する事項

- 居住者（非永住者の方を除きます。）の方で、令和2年12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、国外財産調書の提出が必要です。
- 国外財産調書制度についての詳しい情報は、[こちら](#)をご覧ください。

◆ 納付に関する事項

- 所得税等の振替納税利用金融機関 : XXX銀行XXX支店/ご利用ありません
普通預金 1234***
- 消費税の振替納税利用金融機関 : XXX銀行XXX支店/ご利用ありません
普通預金 1234***
- ダイレクト納付利用金融機関 : XXX銀行XXX支店/ご登録ありません
12340-12345***

- ※ 振替納税のお申し込み当たっては、[こちら](#)をご覧ください。
- ※ 振替納税をご利用の方は、振替日の前日までに預貯金残高をご確認ください。
なお、納期限までにダイレクト納付により納税していただいた場合は、振替納税は行われません。
- ※ ダイレクト納付のお申し込み等、各種の国税の納付手続に当たっては、[こちら](#)をご覧ください。
- ※ ダイレクト納付利用金融機関を複数登録されている場合であっても、一つの金融機関のみが表示されておりますので、複数の金融機関をご利用の方はご注意ください。

【令和2年分の確定申告期間等】

	申告期間	納期限
		振替日（振替納税利用の場合）
所得税及び復興特別所得税	令和3年2月16日（火） ～令和3年3月15日（月）	令和3年3月15日（月）
		令和3年4月19日（月）
消費税及び地方消費税	令和3年1月 ～令和3年3月31日（水）	令和3年3月31日（水）
		令和3年4月23日（金）
贈与税	令和3年2月1日（月） ～令和3年3月15日（月）	令和3年3月15日（月）

- (注) 1 原則として、税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）は、税務署では相談及び申告書の受付は行っていません。
2 所得税等の還付申告は、令和3年2月15日（月）以前でも送信することができます。
3 消費税について、課税期間の特例を選択されている場合は、12月31日の属する課税期間の確定申告期間を表示しています。
なお、課税期間の特例を選択されている場合の当該課税期間以外の納期限及び振替日については、[こちら](#)をご覧ください。

【確定申告に関する参考情報】

◆ 申告書作成に当たってのお知らせ

以下の情報及びリンク先をご参照の上、申告書の作成をしてください。

〈所得税等関係〉

- 令和2年分の確定申告に関する手引きは、「[確定申告の手引き等](#)」をご覧ください。
- 税制改正については、「[令和2年度 所得税の改正のあらまし](#)」をご覧ください。
- 純損失や雑損失は、その損失が生じた年の翌年分以後3年間（東日本大震災による損失は5年間）にわたり繰越控除できます。この場合、申告する所得がない年であっても、損失を翌年に繰り越すためには確定申告をする必要があります。
- 上場株式等の一定の譲渡や一定の先物取引に係る損失は、その損失が生じた年の翌年分以後3年間にわたり繰越控除できます。この場合、申告する所得がない年であっても、損失を翌年に繰り越すためには確定申告をする必要があります。
- 土地建物等を譲渡（交換、代物弁済、財産分与なども含まれます。）し、譲渡益がある場合又は譲渡所得の特例を適用する場合は確定申告をする必要があります。

〈消費税関係〉

- 税制改正については、「[消費税法改正のお知らせ（令和2年4月）](#)」をご覧ください。
- 令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、[消費税の軽減税率制度が実施されました](#)。詳しくは、「[消費税の軽減税率制度について](#)」をご確認ください。

〈財産債務調書制度〉

- 財産債務調書の提出が必要な場合については、「[財産債務調書制度に関するお知らせ](#)」をご覧ください。

〈国外財産調書制度〉

- 国外財産調書の提出が必要な場合については、「[国外財産調書制度に関するお知らせ](#)」をご覧ください。

〈その他〉

- e-Taxで確定申告書等を送信する場合は、e-Taxホームページの「[e-Taxの運転状況・利用可能時間](#)」をご確認ください。
- 還付申告の方は、還付を受ける本人名義の預貯金口座の金融機関名及び口座番号等を正確に入力してください。
なお、一部のインターネット専用銀行には、還付金の振込みができません。振込みの可否については、あらかじめご利用の銀行にご確認ください。
- マイナンバーカードをご利用の方は、電子証明書の有効期限にご注意ください。

この文書は、行政指導として送信しているものであり、責任者は表記の税務署長です。

戻る